

寄付受入について

1. 公益法人に寄附をした法人に対する税制優遇 法人税法第37条第3項2号 (損金に算入できる寄附金)

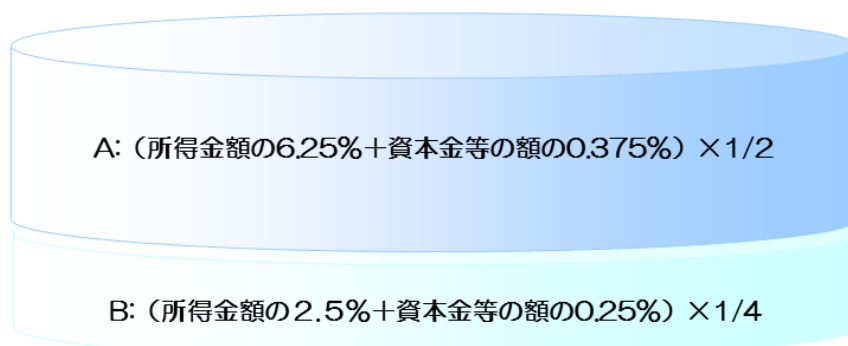
公共法人、公益法人等（一般社団法人及び一般財団法人を除きます。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する次のような法人をいう。

- (1) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- (2) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人で一定のもの
- (3) 自動車安全運転センター、日本赤十字社など
- (4) 民法第34条の規定により設立された法人のうち財団法人日本体育協会、財団法人貿易研修センターなど（注）
- (5) 民法第34条の規定により設立された法人（（4）の法人を除きます。）のうち科学技術に関する試験研究を主たる目的とするもの等で適正な運営がされているものであることにつき主務大臣の認定を受けたものなど一定の要件を満たすもの（注）
- (6) 公益社団法人及び公益財団法人
- (7) 私立学校法第3条に規定する学校法人で一定のもの
- (8) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (9) 更生保護事業法第2条第6項に規定する更生保護法人

★法人税

法人税について、法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入される。

このとき、公益法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に別枠の損金算入限度額が設けられている。



- { A: 公益法人への寄附金の特別損金算入限度額
B: 一般寄附金の損金算入限度額(Aの限度額を超えた分を含む)

この規定の適用を受けるためには、特定公益増進法人に対する寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書に「寄附金の損金算入に関する明細書」(別表十四(二))を添付するとともに、その寄附金がその特定公益増進法人の主たる目的の業務に関連する寄附金である旨をその特定公益増進法人が証する書類などを保存しておく必要がある。

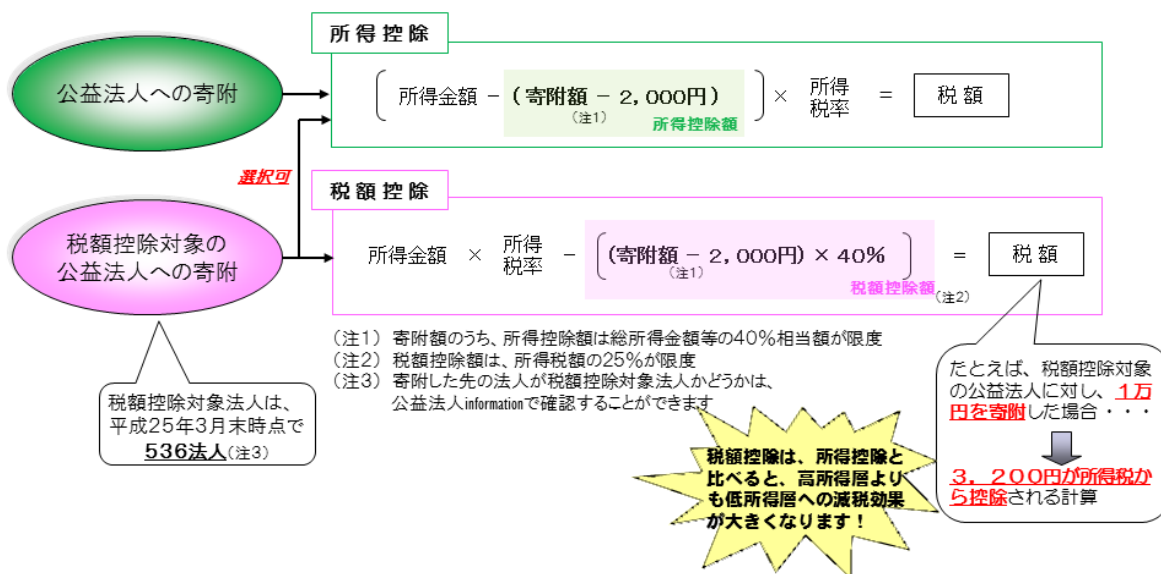
2. 公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇 所得税法第78条第2項2号

公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金(当該法人の設立のためにされる寄附金その他の当該法人の設立前においてされる寄附金で政令で定めるものを含む。)のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの(税額控除)

イ 広く一般に募集されること。

ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

★**所得税** 所得税について、以下の優遇がある。



※税額控除対象法人は、3000円以上の寄付を100人以上あることなどの条件を満たした上で、都道府県知事の証明を受けた法人である。

★**個人住民税** 個人住民税について、都道府県又は市区町村が条例により指定した公益法人に対する寄附金等は、以下の金額が個人住民税の額から控除される(税額控除)。

ア 都道府県が条例指定… (寄附金額 - 2,000円) × 4%

イ 市区町村が条例指定… (寄附金額 - 2,000円) × 6%

⇒重複指定であれば、(寄附金額 - 2,000円) × 10%

[根拠条文: [地方税法第37条の2](#)]

★**相続税** 相続税について、個人が相続財産を公益法人に贈与した場合、非課税となる。

※ただし、当該贈与を受けた法人が、当該贈与から2年を経過した日までに非課税措置対象法人でなくなった場合、また、当該財産を同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合には、課税対象となる。

[根拠条文：[租税特別措置法第70条](#)]

★みなし譲渡所得課税

みなし譲渡所得課税について、個人が財産を公益法人に贈与した場合、その贈与が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、非課税となる。

※ただし、当該贈与を受けた法人が、当該贈与から2年を経過した日までに当該財産を公益目的事業の用に直接供さなかったときは、承認は取り消され課税対象となる。

[根拠条文：[租税特別措置法第40条](#)]